

岐阜市行政第63号
平成25年6月13日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



保有個人情報開示等請求に対する承諾決定処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成19年2月6日付け岐阜市参相第16号で諮問のあった岐阜市長が行った
承諾決定処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成18年11月30日付け岐阜市参相第9号による保有個人情報開示等請求に対する承諾決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

「平成18年11月30日付け岐阜市参相第9号保有個人情報開示等諾否決定通知書（以下「決定通知書」という。）記載の処分を取り消し、再度、正しい情報公開を行う。」との決定を求める。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

(1) 異議申立人は、保有個人情報開示請求書を提出しておらず、提出した書類は、公文書公開請求書である。提出されていない保有個人情報開示請求書に対する保有個人情報開示等請求諾否決定通知書自体の無効を主張する。

(2) 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「公開条例」という。）及び岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「保護条例」という。）の何れの条例においても、不服申立てがあった場合の措置としては、「文書の全部を、公開あるいは開示するときを除き、遅滞なく岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の審査を経て、当該不服申立てについての決定をしなければならない。」と規定されている。

今回の決定通知書以前に、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の審査が必要となるので、審査を願う。

(3) 平成18年8月7日付け岐阜市参相第1号で通知された保有個人情報開示請求承諾決定による誤った写しの交付時に、既に費用を負担してあるので、新たに費用の負担が必要であれば、その理由書及び請求書の発行を願う。

(4) 開示の日時として「平成18年11月30日以降。当日都合の悪い場合は、事前に担当室まで御連絡ください。」は極めて不適切な記載であるので、訂正を願う。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

1 異議申立人は、保有個人情報開示請求書は提出していないため、保有

個人情報開示等請求諾否決定通知書自体無効であると主張する。

そもそも、公開条例においては、特定の個人を識別することができる個人に関する情報について、公開条例第6条第1項第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非公開情報とするのみで、本人から自己に関する情報の公開請求があった場合について特段の規定を設けていない。したがって、公開請求において本人から自己に関する情報の公開が求められた場合は、自己に関する情報の部分は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報として非公開の決定をすることとなる。

しかし、このような対応は、かえって請求者の不利益になると認められることから、実施機関では、保護条例第14条の規定による保有個人情報開示請求に読み替え、保護条例第20条の規定による保有個人情報開示請求諾否決定をするという運用を行ってきた。

平成18年7月28日付け公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対しても、本件公開請求に係る公文書公開請求書（以下「本件公文書公開請求書」という。）中の「知りたい内容」の記載から、異議申立人は、自己に関する情報の公開を求めているものであると判断して保有個人情報開示承諾決定を行ったものである。

上記のとおり、本件公開請求に対しては、保護条例に基づいてすでに決定がなされているので、本件公開請求に対する処分は有効である。

また、実施機関が本件公開請求に対して保護条例を適用して保有個人情報開示承諾決定を行ったことは、異議申立人の目的を達成するために行ったものであり、本件公開請求に保護条例を適用したことに違法性はない。

仮に、本件公開請求に対して公開条例に基づく決定がなされていないとしても、保護条例に基づいてなされた決定の内容は、異議申立人の求める内容と同一のものであり、本件公開請求に係る異議申立人の知りたい内容に実質的に応じているといえるから、異議申立人は目的を達成したのであり、これをあえて争う実質的な理由が見当たらず、異議申立人には処分の無効を求める訴えの利益がないというべきである。

- 2 異議申立人は、公開条例及び保護条例のいずれの条例においても、不服申立てがあった場合の措置として、今回の決定通知書の以前に、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の審査が必要であると主張する。

保護条例第33条において、不服申立てがあった場合は、「当該不服申立てに係る開示請求の全部を容認して開示するときを除き、遅滞なく公開条例第12条に規定する岐阜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。」と規定されており、本件処分は、開示請求の全部を容認して開示するものであったため審査会の審査は不要と判断したものである。

- 3 異議申立人は、前回の誤った写しの交付時に、既に費用を負担してあるので、新たに費用の負担が必要であれば、その理由書及び請求書の発行を求めている。

この請求は、実施機関の行った開示決定に係る事項ではなく、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て事項とはならない。

なお、異議申立人に対しては、平成18年8月7日に岐阜市参相第1号保有個人情報開示等請求諾否決定通知書を手渡し、同日公文書の開示を行い、写しの作成費用として10円を収納した。また、同年11月30日付け岐阜市参相第9号保有個人情報開示等請求諾否決定通知書は本人の希望により郵送で送付し、開示の実施について異議申立人からは連絡はなく、異議申立日時点において文書の開示は実施されていない。

- 4 異議申立人は、決定通知書中の開示の日時「平成18年11月30日以降。当日都合の悪い場合は、事前に担当室まで御連絡ください。」は極めて不適切な記載であるので、訂正を要求している。

実施機関は、岐阜市個人情報保護条例施行規則（平成16年岐阜市規則第10号）第11条に定める様式第7号を用いて開示決定を通知したものである。通常は、請求者と協議の上開示の日時を決定し記載を行って通知するが、開示の日時を調整できなかったため、「〇月〇日以降」といった記載を行ったものである。

なお、この請求は、実施機関の行った開示決定に係る事項ではなく、行政不服審査法の規定に基づく不服申立て事項とはならない。

第4 当審査会の判断

- 1 保有個人情報開示請求書は提出していないため、保有個人情報開示等請求諾否決定通知書自体無効であるという主張について

実施機関は、異議申立人が本件公文書公開請求書中の「知りたい内容」の記載から自己に関する情報の開示を求めているものと考え、公開条例に基づく対応が、かえって異議申立人の不利益になると判断したために、本件公開請求を保護条例第14条の規定による保有個人情報の開示請求に読み替え、保護条例第20条の規定により保有個人情報の開示承諾決定を行った旨、主張する。

ところで、実施機関は、異議申立人が関係者を代理人とする委任状を作成し、当該関係者が委任状を持参したため、保有個人情報開示等請求諾否決定通知書及び公文書の写しを当該関係者に交付しているが（実施機関の陳述によれば、関係者の本人確認の手続については、平成18年6月に当該関係者から免許証の提示を受けている。）、当該委任状には「公文書公開請求書について、写しの交付について代理人 [] に委任します」と記載されており、その文言からすると、上記の読み替えに関する事項まで委任の範囲に含まれていたと解することは困難である。他方、

実施機関は、異議申立人本人から上記読み替えについて書面又は口頭で同意を得ていない。また、実施機関は、保護条例第15条第2項第1号に定める本人確認の手続をしていない。これらのことからすると、本件公開請求を保有個人情報の開示請求に読み替えた上で行われた本件処分には手続上の瑕疵があるといえる。

しかし、一般的に、個人情報については公文書公開請求に比べ保有個人情報開示請求のほうが、より開示されやすく、請求者にとって有利であると考えられ、本件においても、そのような理解の下に上記読み替えが行われ、最終的に請求人の要望どおり全部開示の決定がされていること、及び異議申立人が読み替え後の保有個人情報開示等請求諾否決定処分に対して異議申立てを行っているものの、上記読み替えそれ自体には異議を唱えていないばかりか、上記読み替えが正当であることを異議申立人において積極的に肯定していると解される異議申立てがされていることからすると、実施機関の対応には、先に述べたような手続上の瑕疵が認められるものの、当該瑕疵は治癒されたものと解するのが相当である。

そうすると、本件処分が無効であるとはいえないから、異議申立人の主張は認められない。

また、異議申立人が開示を求めた情報は、本件処分によって、すべて開示されているから、仮に本件処分の効力を奪う旨の決定がされれば、不利益変更禁止の原則（行政不服審査法第47条第3項）の趣旨に照らしても妥当とは言えない。

したがって、この点からも、異議申立人の主張は認められない。

- 2 不服申立てがあった場合の措置として、今回の決定通知書の以前に、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の審査が必要であるとの主張について

保護条例第33条において、不服申立てがあった場合は、「当該不服申立てに係る開示請求の全部を容認して開示するとき（略）を除き、遅滞なく公開条例第12条に規定する岐阜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。」と規定されている。この点、本件処分の前提となる、異議申立てに対する決定では、平成18年8月7日付け岐阜市参相第1号による保有個人情報開示等請求諾否決定を取り消す旨、述べられているが、この決定を「決定の理由」まで含めて実質的にみれば、当該異議申立てに係る開示請求の全部を容認して開示する旨の意思が表明されていることが明らかである。したがって、上記の保護条例第33条に照らしても、審査会の審査を経ずして行われた実施機関の判断は妥当であって、異議申立人の主張には理由がない。

- 3 前回の誤った写しの交付時に、既に費用を負担しており、新たに費用の負担が必要であればその理由書及び請求書の発行を請求していること

当該請求は、本件処分の違法又は不当をいうものではなく、本件処分の取消しを求める理由にはならない。

- 4 決定通知書中の開示の日時「平成18年11月30日以降。当日都合の悪い場合は、事前に担当室まで御連絡ください。」に対し訂正を請求していることについて

当該請求は、本件処分の違法又は不当をいうものではなく、本件処分の取消しを求める理由にはならない。

- 5 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、4回にわたり意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかったため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至ったものである。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年	7月28日	公文書公開請求
	11月30日	保有個人情報開示承諾決定
平成19年	1月12日	異議申立て
	2月6日	諮問
平成25年	2月15日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	3月8日	審査会開催
	4月12日	審査会開催
	5月31日	審査会開催
	6月13日	答申